

地方自治確立対策委員会 全国知事会会長挨拶

平成15年5月16日(金)9:00～11:00
都道府県会館 3階 知事会会議室

おはようございます。全国知事会会長の土屋でございます。

本日は、早朝よりご出席を賜りましたことを、まずもって厚く御礼申し上げます。ここに、地方六団体を代表いたしまして、皆様方に心を込めてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、この度「地方自治確立対策委員会」の委員にご就任いただくことをお願い申し上げましたところ、何かとご多用中にもかかわらず、快くお引き受けいただきましたことに、心から感謝申し上げます。皆様方のように、高いご見識と豊かなご経験、そして何よりも使命感と熱意をお持ちの、立派な方々をお迎えすることができましたことは、全国の自治体にとりまして、大きな喜びであります。

さて、委員の皆様方もご承知のとおり、現在、地方自治を取り巻く情勢は、分権型社会の実現に向けた様々な制度改革が進む中、大きく変わろうとしております。平成十二年四月に地方自治体の悲願ともいふべき、地方分権一括法が施行され、国と地方の関係は、上下・主従の関係から、対等・協力の関係となることが法律で位置づけられました。しかし、実態は、全く変わっておりません。特に税の配分では、国が六、地方が四であるのに、実際の仕事は地方が六、国が四となっております。私も、機会あるごとに、国に対しまして、「事務や権限の移譲だけではなく、それに見合った財源を与えなければダメですよ」と申し上げております。自主財源である地方税収入を充実し、国からの依存財源をできるだけ縮減し、自主・自立という、地方分権にふさわしい税財源の充実強化を進めなければなりません。

一方、この税財源問題に関しまして、昨年来、急に、地方交付税における財源保障機能の廃止・縮小という議論が出てまいりました。

これにつきましては、地方六団体が、「分権型社会にふさわしい、国と地方の役割分担に見合った、地方税財源の充実確保を」という主張をしてきたことに対する、反論として出てきたように感じております。

小泉首相は、「地方にできることは地方に委ねる」、地方交付税を含めて三位一体で国と地方の税体系を検討すると公言しておりまして、この小泉首相の主張に対して我々地方自治体は大賛成であります。しかるに財源保障せずに、地方分権を進めようということは、仕事だけを地方に委ねるということで、「地方にできることは地方に委ねる」ではなく、「地方にできないことを地方に押し付ける」ということになりかねません。

昨年の暮れに嶋津事務総長と一緒に小泉首相のところへ参りまして、四十一年ぶりの外形標準課税の導入については、総理の決断以外にありません、と申し上げました。今回も国家国民のために勇気をふるって決断を期待します。

地方の税財源の充実強化は、地方側が独自に一方的に主張しているものではありません。

平成十一年七月の地方分権一括法案の国会審議におきましても、残された課題で

あるということで、衆議院において「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、必要な措置を講ずるものとする。」との附則が修正、追加されており、また、参議院の行財政改革・税制等に関する特別委員会においても、地方税財源充実確保策について抜本的な検討を行うことを趣旨とする附帯決議がなされております。

これらの決議等に反する方向で議論が進むということは、国権の最高機関である国会を無視したものと云わざるを得ません。

さらに、平成十三年六月の地方分権推進委員会の最終報告におきましても、「第二次分権改革の始動に向けて」ということで、地方税財源の充実確保方策についての提言がなされているところであります。

役割分担に応じた地方税財源の充実強化は、国、地方の共通の課題であると受け止めております。

ところが、最近報道されている地方分権改革推進会議の試案では、税源移譲については先送りしながら、地方交付税については、その財源保障機能の廃止・縮小が出されているようであり、これでは、地方分権の名の下に、国の地方への財源保障責任を放棄し、国の財政破綻の責任を地方に一方的に押し付けようとする議論が行われていると言わざるを得ません。

我々、地方六団体が地方分権で考えてきた議論と全く逆行しております。分権会議は本来、分権改革を進め、そのための地方税財源の充実確保を議論していただく場として我々は期待しておりました。

分権会議には、こうした我々の期待を真摯に受け止めていただき、分権改革を推進し、地方税財源を充実強化する議論を積極的に展開されることを強く要望いたしております。

こうした中、地方六団体におきましては、地方公共団体の総意である「真の地方分権の推進」に資する観点に立って、三位一体の改革のあり方等について、各界を代表する皆様方の御審議をいただき、地方側から世に問う場を設けることが必要であるとの認識で一致いたしました。このため、私から事務当局に設立の準備を指示いたしまして、今回、「地方自治確立対策委員会」のスタートとなったものでございます。

委員の皆様方には、どうか、国民、住民の意識に即し、個性豊かで活力に満ちた、自主・自立の分権型社会を実現するために、お力をお貸しください。

私は、国と地方は、対立するのではなく、対等・協力の関係に立ち、お互いに切磋琢磨して、真の地方自治の振興を図ろうと考えているものでございます。

私たち地方団体関係者も、皆様方と積極的に意見交換をさせていただき、現在の地方分権改革が、地方の意見を反映したものとなるよう、引き続き全身全霊を傾けてまいり決意でございます。

委員の皆様方の自由闊達な御審議を期待申し上げますとともに、甚だ勝手なお願いではございますが、期間的な制約がある中で、「真の地方分権の推進」につながる実り多い御提言を、適時適切な機会にいただけますことを、心から希望いたしております。

結びに、皆様方の御健勝と、ますますの御活躍を祈念申し上げます、「地方自治確立対策委員会」設置に当たりましての、私の挨拶とさせていただきます。